



発行 新潟県  
号外 1  
令和6年7月26日  
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 35 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 36 新潟県核燃料税条例(税務課)
- 37 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例(障害福祉課)
- 38 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(障害福祉課)
- 39 新潟県少年自然の家条例の一部を改正する条例(生涯学習推進課)

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県核燃料税条例
- (3) 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県少年自然の家条例の一部を改正する条例

令和6年7月26日

新潟県知事 花角 英世

---

## 新潟県条例第35号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p><b>第6条</b> 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院、保健所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 警視又は警部の階級にある新潟県警察の警察官（第1号に掲げる職及び職員の名誉のため当該職員の下線退職の日に昇任させる職を除く。）</p>	<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p><b>第6条</b> 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院、保健所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 警視又は警部の階級にある新潟県警察の警察官（第1号に掲げる職を除く。）</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

## 新潟県条例第36号

## 新潟県核燃料税条例

(課税の根拠)

**第1条** 県は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(用語の定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第2条第5項に規定する発電用原子炉をいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。
- (3) 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- (4) 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

**第3条** 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別に定めがあるもののほか、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の定めるところによる。

(価額割の納税義務者等)

**第4条** 価額割は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認(以下「原子力規制委員会の確認」という。)を受けた日又は電気事業法(昭和39年法律第170号)第49条第1項の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣が行う検査(以下「使用前検査」という。)に合格した日のいずれか遅い日(以下「原子力規制委員会の確認日等」という。)
- (2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の16第1項の規定により発電用原子炉の設置者が行う検査(以下「定期事業者検査」という。)の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期事業者検査が終了した日
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日(出力割の納税義務者等)

**第5条** 出力割は、発電用原子炉を設置して行う発電事業に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

(課税期間)

**第6条** この条例において「課税期間」とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる期間とする。

- (1) 4月1日から6月30日まで
- (2) 7月1日から9月30日まで
- (3) 10月1日から12月31日まで
- (4) 1月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

- (1) 前項各号に掲げる期間の途中において原子炉等規制法第43条の3の33第1項に規定する廃止措置(以下「廃止措置」という。)を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合(第3号の場合を除く。) 当該廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日の属する前項各号に掲げる期間の初日から当該運転を終了した日まで
- (2) 前項各号に掲げる期間の途中において原子力規制委員会の確認を受け、及び使用前検査に合格した場合(次号の場合を除く。) 当該原子力規制委員会の確認日等から当該原子力規制委員会の確認日等の属する前項各号に掲げる期間の末日まで
- (3) 前項各号に掲げる期間の途中において原子力規制委員会の確認を受け、使用前検査に合格し、及び廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合 当該原子力規制委員会の確認日等から当該廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日まで

(課税標準)

**第7条** 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料(当該核燃料の発電用原子

炉への挿入につき既に価額割が課され、又は課されるべきであったものを除く。)の価額とし、出力割にあっては各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

- 2 前項の価額は、電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。
- 3 第1項の熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の規定により許可を受けた発電用原子炉の同条第2項第3号に規定する熱出力(原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定により変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更後の熱出力)とする。
- 4 課税期間が3月に満たない場合における第1項の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(税率)

**第8条** 価額割の税率は、100分の4.5とする。

- 2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、5万2,330円とする。

(徴収の方法)

**第9条** 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

**第10条** 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月(第4条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月)を経過する日の属する月の末日(第7条第2項の取得原価が確定しないことによつて同日までに申告納付することができないと認められる場合においては、知事が指定する日)までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する価額割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。

- 2 出力割の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準たる熱出力、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。
- 3 前2項の規定により申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準たる熱出力又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によつて納付しなければならない。

(不足税額等の納付)

**第11条** 核燃料税の納税者は、課税標準額若しくは課税標準たる熱出力若しくは税額の更正若しくは決定の通知、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、不足税額(更正により増加した税額又は決定による税額をいう。)又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書に記載された納期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

(課税地等)

**第12条** 核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税条例の規定の適用については、同条例第4条第1項中「(10) 固定資産税」とあるのは「(10) 固定資産税」とあるのは

「(11) 核燃料税」と、同条例第8条第2項第2号中「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地」とあるのは「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地(核燃料税に係る徴収金にあっては、発電用原子炉の所在地)」と、同条例第9条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは新潟県核燃料税条例(令和6年新潟県条例第36号)」と、同条第2項第1号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税、核燃料税」とする。

(委任)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

(この条例の施行に伴う課税期間の特例)

- 3 施行日の属する課税期間の初日は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日とする。

(この条例の失効)

- 4 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。

- 5 この条例は、施行日からこの条例の失効の日(以下「失効日」という。)の前日までの期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、失効日以後においても、なおその効力を有する。

(この条例の失効に伴う課税期間の特例)

- 6 失効日の前日の属する課税期間の末日は、第6条第1項の規定にかかわらず、失効日の属する月の前月の末日(第6条第2項第1号及び第3号に規定する廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日が失効日の属する月の前月の末日後である場合にあっては、失効日の前日)とする。
-

## 新潟県条例第37号

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（任意入院者の症状等の報告）</p> <p><b>第10条</b> 精神科病院の管理者（法第38条の7第1項、<u>第2項若しくは第4項又は第40条の6第1項若しくは第3項</u>の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して5年を経過しないものその他これに準ずる者として規則で定めるものに限る。）は、当該精神科病院に入院中の任意入院者（規則で定める基準に該当する者に限る。）の症状その他規則で定める事項について、規則で定めるところにより、定期的に、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（任意入院者の症状等の報告）</p> <p><b>第10条</b> 精神科病院の管理者（法第38条の7第1項、第2項<u>又は第4項</u>の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して5年を経過しないものその他これに準ずる者として規則で定めるものに限る。）は、当該精神科病院に入院中の任意入院者（規則で定める基準に該当する者に限る。）の症状その他規則で定める事項について、規則で定めるところにより、定期的に、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第38号

新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成27年新潟県条例第28号)  
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準) <b>第3条</b> 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、 <u>法第6条の2の2第2項</u> に規定する <u>児童発達支援</u> (病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。	(指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準) <b>第3条</b> 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、 <u>法第6条の2の2第3項</u> に規定する <u>医療型児童発達支援</u> (病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第39号

新潟県少年自然の家条例の一部を改正する条例

新潟県少年自然の家条例（昭和48年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第6条</b> （略）</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者による管理）</p> <p><b>第7条</b> <u>少年自然の家の管理は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><b>2</b> <u>前項の規定により指定管理者に少年自然の家の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第3条及び第4条の規定の適用については、第3条中「新潟県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、及び第4条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（指定管理者が行う業務）</p> <p><b>第8条</b> <u>指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><b>(1)</b> <u>第2条各号に掲げる少年自然の家の事業の実施に関する業務</u></p> <p><b>(2)</b> <u>第3条に規定する使用の許可に関する業務</u></p> <p><b>(3)</b> <u>第4条に規定する許可の取消しに関する業務</u></p> <p><b>(4)</b> <u>少年自然の家の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><b>(5)</b> <u>前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として教育委員会が定める業務</u></p> <p style="text-align: center;">（利用料金）</p> <p><b>第9条</b> <u>指定管理者による管理の場合には、第5条及び第6条の規定は、適用しない。</u></p> <p><b>2</b> <u>指定管理者による管理の場合には、少年自然の家を使用する者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。</u></p> <p><b>3</b> <u>指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。</u></p> <p><b>4</b> <u>利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><b>5</b> <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項の規定により利用料金を定めることが適当でない</u> <u>と認める場合には、あらかじめ教育委員会の承認</u></p>	<p><b>第5条の2</b> （略）</p>

<p><u>を得て、利用料金を定めることができる。</u></p> <p><u>6 指定管理者は、教育委員会規則で定める事由に該当すると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p><u>(指定管理者の指定)</u></p> <p><b>第10条</b> <u>第7条第1項の規定による指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。</u></p> <p><b>2</b> <u>教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な少年自然の家の管理を行うことができると認める者を指定管理者として指定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 少年自然の家の運営において、住民の平等利用が確保されること。</u></p> <p><u>(2) 少年自然の家の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。</u></p> <p><u>(3) 少年自然の家の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。</u></p> <p><u>(指定管理者の告示)</u></p> <p><b>第11条</b> <u>教育委員会は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。</u></p> <p><b>第12条</b> (略)</p>	<p><b>第6条</b> (略)</p>
---	-----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。